

令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況【措置済】（市長事務部局）

監査テーマ：指定管理者制度による公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について

令和7年10月末現在

| 指摘区分 結果 | 報告書 ページ | 所管課名 | 対象事業 | 指摘事項 | 指摘概要 | 措置の実施状況 | 措置 状況 |
|------------|------------|---------|-------------------|--------------------------|--|---|----------|
| 1 | 34 | 行政管理課 | 制度全般 | 指定管理者の収支計画書における利益の設定について | 市から収支均衡を求めているわけではないものの、指定管理者制度の維持や、サービス品質向上を図るために、指定管理者にインセンティブを与える必要があり、環境変化に伴う新制度導入の検討が望まれる。 | 指定管理者の申請に当たっては、市が公募時に示した基準額の範囲内で、事業者が事業性を検討することとなるが、経費削減努力による利益のほか、指定されることによって施設管理を通じた認知度や企業価値の向上など、収支以外でのインセンティブも享受している。 申請の検討に当たっては、これら様々な観点から総合的に事業性を検討していることから、現状の制度運用は合理的であると考える。 さらに、利益が予定よりも多く生じた場合における精算制度は、他都市において導入の例もあるものの、事業者の応募意欲の減少につながることが危惧されることから、現在の制度運用を継続することとしたい。 | 現状維持 |
| 2 | 38 | 行政管理課 | 制度全般 | 条件達成に伴う報奨金制度について | 指定管理者の経営努力による増収が難しい指定管理施設が相当数存在し、サービス品質向上の観点から、条件達成による報奨金等の多角的なインセンティブ（ペナルティの併用も含め）を検討してほしい。 | 指定管理者の申請に当たっては、市が公募時に示した基準額の範囲内で、事業者が事業性を検討することとなるが、経費削減努力による利益のほか、指定されることによって施設管理を通じた認知度や企業価値の向上など、収支以外でのインセンティブも享受している。 申請の検討に当たっては、これら様々な観点から総合的に事業性を検討していることから、現状の制度運用は合理的であると考える。 一方で、利用実績や満足度などを踏まえた報奨制度の導入については、施設種別や運営形態に応じて効果的な手法である可能性もあり、他都市での導入事例を把握しているものの、条件未達成の場合のペナルティの設定は、事業者の応募意欲の減少につながることが危惧されることから、現在の制度運用を継続することとしたい。 | 現状維持 |
| 1 | 44 | 文化創造推進課 | 公会堂/八戸市民館/南郷文化ホール | 備品台帳上の在庫数量と現物数量の相違について | 指定管理施設に所在する備品について、備品台帳上の数量と、実際の数量が異なるものがあった。市は正確な備品在庫の把握を行うべきである。 | 備品カードと施設内の備品の確認作業を行い、指定管理業務基準書別紙4-①②③「備品一覧表」を最新の状態に更新し、市と指定管理者で、令和7年7月31日付で覚書を取り交わした。 | 措置済 |

| 指摘区分 結果 | 報告書 ページ 意見 | 所管課名 | 対象事業 | 指摘事項 | 指摘概要 | 措置の実施状況 | 措置 状況 |
|------------|------------------|---------|-------------------|--------------------------------|--|---|----------|
| 2 | 44 | 文化創造推進課 | 公会堂/八戸市民館/南郷文化ホール | 自主事業の把握漏れ | 市は自主事業のうち、自動販売機収入の金額を把握していないかった。自主事業として自動販売機を設置する場合には、事前に市が承認し、収支計画書や収支報告書に含めることが求められる。ところが、令和5年度の収支計画書、及び収支報告書において自動販売機設置より指定管理者が得られる収入金額については含められておらず、市は十分に把握できていなかった。自主事業の収支計画書及び収支報告書の内訳として自動販売機収入を明記することが必要である。 | 令和6年11月の包括外部監査後、指定管理者に依頼し、令和6年度自主事業収支計画書及び収支報告書の内訳へ自動販売機収入を明記してもらった。 | 措置済 |
| 3 | 45 | 文化創造推進課 | 公会堂/八戸市民館/南郷文化ホール | 公民館小ホールの利用率向上(営利利用と可とする運用)について | 公民館小ホールを公会堂へ移管し社会教育法の適用外として、プロのアーティスト等の営利利用も可能とすることで、小ホールの利用率の向上や、広い用途にて市民が文化芸術に触れる機会の拡大が図られる可能性がある。将来的に費用対効果を検討のうえ移管の検討を求める。 | 公民館建設の際に活用した補助金(防衛施設周辺地域の生活環境等の整備に係る補助金)の財産処分制限期間が65年(令和22年まで)までであり、すぐに移管することができないため当面は現状維持とするが、将来的な移管について費用対効果等の検討を進める。 | 現状維持 |
| 4 | 45 | 文化創造推進課 | 公会堂/八戸市民館/南郷文化ホール | 受託者に利益が生じ得ない委託契約について | 市と指定管理者は、指定管理業務とは別に、市が主催する年数回の公会堂文化事業(市民参加、人材育成、鑑賞を目的とした事業)にかかる委託契約を締結しているが、当委託業務から結果として受託者(指定管理者)に利益が生じない契約内容となっている。受託者への適切な動機付け(高品質な業務実施してもらうこと)等の観点から、受託者の経営努力による利益部分については受託者に帰属させることを検討されたい。 | 令和6年度八戸市公会堂文化事業については適正な精算を行い、令和7年度八戸市公会堂文化事業については契約書から精算に関する条項を削除し、受託者の経営努力による利益部分が受託者に帰属するようにした。 | 措置済 |
| 6 | 49 | 文化創造推進課 | 公会堂/八戸市民館/南郷文化ホール | 収支報告書の人件費にかかる適切な把握について | 公会堂、公民館、南郷文化ホールの収支報告書において、市は3施設全体の人件費を把握するにとどまり、施設毎の人件費は把握していない。市は指定管理者に対し、人件費の施設毎の適切な割り付けを指導し、施設毎の人件費を把握することが望まれる。 | 指定管理者に依頼し、令和7年度収支計画書及び収支報告書から人件費を施設毎に計上するようにした。 | 措置済 |
| 5 | 58 | 公園緑地課 | こどもの国/八戸植物公園 | 修繕料実績報告書の記載誤りについて | 年度協定書に基づき指定管理者から市に提出された令和4年度修繕料実績報告書の「修繕料実施済額」が60千円過大であった。修繕料実績報告書は、協定書や業務基準書に基づいて指定期間の最終年度で精算を行う事務を行う上で重要な資料である。市には正確な修繕料実績報告書の入手が求められている。 | 指定管理者に対して、事業報告書と修繕実績報告書の値が一致させるよう指導し、正確な修繕実績報告書の提出を受けた。 併せて、修繕料の予算額を超えることに対する意思を持って修繕した場合は、修繕実績報告書に当該超過額が「指定管理者負担による」旨を記載するよう指導した。 | 措置済 |

| 指摘区分 結果 | 報告書 ページ 意見 | 所管課名 | 対象事業 | 指摘事項 | 指摘概要 | 措置の実施状況 | 措置 状況 |
|------------|------------------|---------|--------------|---------------------------|--|--|----------|
| 6 | 60 | 公園緑地課 | こどもの国/八戸植物公園 | 植物園駐車場の駐車台数に関するHP上の表示について | 植物園駐車場の駐車台数について、市のウェブサイトでは「普通車53台」と記載されていたが、実際は「普通車69台」とするのが正しかった。ウェブサイトには、正確な情報を記載する必要がある。 | 令和6年10月21日にウェブサイトの情報を修正した。 | 措置済 |
| 7 | 60 | 公園緑地課 | こどもの国/八戸植物公園 | 経費の計上もれ(謝礼の源泉所得税)について | 指定管理者から市に報告された収支報告書において、経費4千円が過少となっていた。市は、指定管理業務にて生じた経費を漏れなく記帳するよう指定管理者を指導し、適切な報告を受けることが必要である。 | 今後は同様のミスを防ぐため、指定管理者に指導を行うとともに、指定管理者の経理担当が表を作成した際は、必ず謝礼欄の記載に間違いがないか複数名によるチェックを行うこととした。 | 措置済 |
| 8 | 60 | 公園緑地課 | こどもの国/八戸植物公園 | 支出の根拠資料がない経費について | 指定管理業務にかかる一般管理費が、指定管理者の会計帳簿記載額と、市へ提出された月次報告書記載金額の間で9千円相違していた。差額の内容は不明である。市は、支出した経費について計上根拠資料を適切に保管するよう指定管理者を指導されたい。 | 監査人、指定管理者で当時の伝票やExcel帳簿から原因を特定しようとしたが、原因を突き止めることはできず、可能性としては転記ミスが考えられる。 同様のミスを防ぐため、根拠資料を適切に保管するよう指導を行うとともに、指定管理者の経理担当が帳簿を作成した際は、複数名によるチェックも行うこととする。 | 措置済 |
| 7 | 60 | 公園緑地課 | こどもの国/八戸植物公園 | 利用料金収入額に関する内訳情報の報告が不足している | 包括協定書では、利用料金収入の内訳に関する指定管理者から市への報告を求めていたが、内訳情報が市へ報告されていない。市は利用料金収入の内訳報告を入手することが望ましい。 | 令和6年4月報告分より分けて報告する形に訂正した。 | 措置済 |
| 8 | 61 | 公園緑地課 | こどもの国/八戸植物公園 | 予算及び決算における消費税の取扱いについて | 指定管理者募集における申請書等様式集にある収支計画書には消費税の項目がなく、収支を消費税込みにて記載するよう求めているが、指定管理者は、指定管理者選定の申請から各年度の予算及び決算においても一貫して支出の一項目として「未払消費税」を計上しており、記載要領等との間で矛盾が生じているように見える。消費税の項目を表示しないよう改めることが望ましい。 | 市の定める指定管理者選定の申請様式においても、元々消費税に係る項目を設けておらず、本事業者のみが独自に計上する理由はない。 令和6年4月報告分より記載しない形に訂正した。 | 措置済 |
| 9 | 68 | 福祉政策課 | 総合福祉会館 | 令和5年度 収支決算書の作成について | 収支報告書の収入予算欄に、当初設定されていなかつた補助金が誤って記載されていた。市は指定管理者に適正な指導を行い、正確な収支報告を受けることが必要である。 | 令和6年度内に適正な収支報告書の作成・提出を指導し、正確な収支報告書を受理している。 | 措置済 |
| 10 | 83 | スポーツ振興課 | 多賀多目的運動場 | 事業計画書における記載もれについて | 事業計画書に、包括協定書に定める「再委託業務実施計画」の記載がないほか、この状態で市は計画を承認しており、適切ではない事務手続きとなっている。 | 令和7年3月に提出された令和7年度事業計画書において、再委託業務実施計画を確認し、これを承認した。 | 措置済 |

| 指摘区分 結果 | 報告書 ページ 意見 | 所管課名 | 対象事業 | 指摘事項 | 指摘概要 | 措置の実施状況 | 措置 状況 |
|------------|------------------|---------|-----------------------------|-------------------------------|--|--|----------|
| 11 | 84 | スポーツ振興課 | 多賀多目的運動場 | モニタリングの有効性について | 包括外部監査の視点から、内容が適切とは言えない状況のものあるが、市のモニタリングでは適切とされていたため、モニタリングの充実を図る必要がある。 | 今回の包括外部監査の視点並びに指摘事項を踏まえたモニタリングとし、例年より時間をかけて行うなど充実を図った。 | 措置済 |
| 12 | 84 | スポーツ振興課 | 多賀多目的運動場 | 指定管理者の付保する保険について | 包括協定書に記載する金額に満たない保険に加入しており、協定の要件を満たしていない。当該保険の内容で問題ないのであれば協定を改定するべきである。 | 令和6年1月25日に締結した令和6年度から10年度の包括協定において、指定管理者が付保する自動車保険を削除している。 | 措置済 |
| 13 | 85 | スポーツ振興課 | 多賀多目的運動場 | 指定管理者の使用する領収印について | 「八戸市公金徴収受託者」の印章を使用しており、市の歳入であると誤解を招きかねない。指定管理者の適切な印章を使用するべきである。 | 指定管理者が新たな領収印を作成し、使用していることを確認した。 | 措置済 |
| 10 | 85 | スポーツ振興課 | 多賀多目的運動場 | 点検等管理業務の計画における記載が不十分であることについて | 実施頻度について、業務基準書に倣い「随時」「適宜」の記載が多いが、指定管理者は具体性をもって明らかにするべきで、市はそれを要請するべきである。 | 令和7年3月に提出された令和7年度事業計画書において、具体的な実施頻度を確認し、これを承認した。 | 措置済 |
| 11 | 86 | スポーツ振興課 | 多賀多目的運動場 | 事業報告書における記載が不十分であることについて | 年度の事業報告においては、年間の業務を一覧できるよう事業計画書と対比する形とするべきで、市はそれを要請するべきである。 | 令和7年4月に提出された令和6年度事業報告書において、事業計画書と対比する報告書を確認した。 | 措置済 |
| 12 | 87 | スポーツ振興課 | 多賀多目的運動場 | 人件費の内訳について | 従業員が負担する社会保険料は、雇用主負担と同科目の厚生費(社会保険料)ではなく、給与等に計上することが望ましい。 | 令和7年3月に提出された令和7年度事業計画書の収支計画書及び指定管理者への聞き取りにより、適切に計上されていることを確認し、これを承認した。 | 措置済 |
| 13 | 87 | スポーツ振興課 | 多賀多目的運動場 | 指定管理業務に関係のない備品の管理について | 防災備蓄倉庫内の備品について、指定管理業務に関係のないものは、備品一覧から除くこととし、所管替え等の手続きを検討されたい。 | 災害対策課への管理替えを終え、近く対象の備品を他施設へ運搬予定である。 | 措置済 |
| 14 | 94 | 高齢福祉課 | 老人いこいの家/ 老人福祉センター 馬淵荘 | 収支報告書の記載漏れ | 市は収支計画書に「使用料収入の目標額」を記載することを求めており、指定管理者から提出された収支計画書では「使用料収入の目標額」の項目が削除されていた。指定管理者制度の目的の達成にあたっては「使用料収入の目標額」は重要な意味を持つものと考える。市は、申請書類の受理の際、重要な情報が欠落していないか、十分な確認を行うことが必要である。 | 次回の指定管理者の選定の際には、提出書類の内容に漏れがないよう確認を徹底する。 | 措置済 |

| 指摘区分 結果 | 報告書 ページ 意見 | 所管課名 | 対象事業 | 指摘事項 | 指摘概要 | 措置の実施状況 | 措置 状況 |
|------------|------------------|-------|-----------------------------|------------------------|---|---|----------|
| 15 | 94 | 高齢福祉課 | 老人いこいの家/ 老人福祉センター 馬淵荘 | 収支報告における経費の 検証不足 | 指定管理者から提出された収支報告において、通信費46千円の計上漏れがあった。市はモニタリングを通して費用の計上漏れがないことを確認すべきである。 | 令和7年度は、6月のモニタリング時に帳簿と照合の上、12か月分漏れなく計上されていることを確認した。 | 措置済 |
| 16 | 94 | 高齢福祉課 | 老人いこいの家/ 老人福祉センター 馬淵荘 | 備品シールの未貼付 | 財務規則が求める備品管理シールが貼付されておらず、備品台帳との照合が困難な備品が複数あった。市は適切な備品管理を行うべきである。 | 備品管理シールと備品台帳を照合し、漏れなく備品管理シールの貼付を行った。 | 措置済 |
| 17 | 95 | 観光課 | 水産科学館 | 動物愛護及び管理に関する法律の違反について | ウミガメ2匹の展示は、動物愛護法第10条に基づき、第一種動物取扱業の登録が必要であったが、令和2年10月15日以降無登録となっており、また、動物取扱責任者研修についても令和2年度以降受講していない。監査期間中に登録は完了しているが、所管課は指定管理者の法令遵守の状況について的確に把握し、違反のないよう指導しなければならない。 | 指定管理者に対し、令和7年度から事業計画提出時に第一種動物取扱業登録証(写)を添付することと、動物取扱責任者研修会を受講した際には月例報告にて報告するよう見直しを図った。 | 措置済 |
| 18 | 100 | 観光課 | 水産科学館 | 包括協定書等における関係法令等の定めについて | 包括協定書別記1において関係法令等の遵守について定めているが、別記1には動物愛護法が含まれていない。包括協定書別記1に動物愛護法の遵守も明記する必要がある。 | 令和6年1月24日締結の包括協定書別記1に「動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護法)」を追加するため、「八戸市水産科学館の管理に関する包括協定書の一部を変更する協定書」を令和7年4月1日付けで締結した。 | 措置済 |
| 19 | 101 | 観光課 | 水産科学館 | モニタリングの有効性について | 令和5年度指定管理者年度総合評価表において「関係法令を遵守していると認められた。」「従事者の教育や研修が非常によく行われていた。」との評価がなされているが、【結果17】のとおり、動物愛護法に違反し、動物取扱責任者研修を受講していなかった。市は、定期報告に関してその内容が包括協定書、業務基準書等に準拠しているかを十分に検討し、モニタリングが有効なものとなるよう充実を図ることが必要である。 市は、定期報告に関してその内容が包括協定書、業務基準書等に準拠しているかを十分に検討し、モニタリングが有効なものとなるよう充実を図ることが必要である。 | モニタリングの形式について、令和7年5月には従来のヒアリングに加えて登録証原本確認などの目視確認を行った。また、【結果17】【意見14】【意見16】への措置により、令和7年度から定期報告等(年間事業計画、月例報告、年度報告)における提出書類として新たに第一種動物取扱業登録証(写)や展示魚種魚数一覧表を添付するよう見直しを図った。 | 措置済 |
| 14 | 102 | 観光課 | 水産科学館 | 「展示魚類一覧表」について | 展示魚類の大量死などの場合には施設の運営に大きな影響があることから、市は、マリエントにおける展示魚類の魚種・数量等規模を維持する必要性が高いと考えられるが、現状では展示魚種の具体的な報告を受けていない。市は展示魚種にかかる報告を受けることが有効である。 | 指定管理者に対し、令和7年度月例報告から展示魚種魚数一覧表を提出するよう見直し、報告を受けた。 | 措置済 |

| 指摘区分 結果 | 報告書 ページ 意見 | 所管課名 | 対象事業 | 指摘事項 | 指摘概要 | 措置の実施状況 | 措置 状況 | |
|------------|------------------|------|-------|-------------------|---------------------------------|--|--|-----|
| | 16 | 104 | 観光課 | 水産科学館 | 備品の現物確認とその報告体制について | 指定管理者は毎年備品一覧表に基づき現物の確認を行っているが、その記録もなく、市への報告もされていなかったため、市はその記録を年度の事業報告書に含めて報告するよう、指定管理者に要請すべきである。 | 令和6年度事業報告書から、業務基準書『備品一覧表』にある備品の確認結果を書類で提出するよう見直し、報告を受けた。 | 措置済 |
| | 17 | 104 | 観光課 | 水産科学館 | Eメール、HP等による利用受付について | 利用申請書の提出方法は、持参・FAX・郵送に限定されているが、利便性向上の観点から、Eメール、HPのフォーム、またはLINE等のSNSによる申請書提出を可能とする運用変更が望まれる。 | 令和7年4月からマリエントHPを改修し、HPフォームからの申請が可能となった。 | 措置済 |
| 20 | | 111 | 公園緑地課 | 館鼻公園/みなど 体験学習館 | 備品の管理について | 備品台帳(備品カード)、包括協定書で規定する指定管理者への備品貸与リスト、現物の間で、不整合がある備品が散見された。備品の取得・廃棄に基づく備品台帳(備品カード)の適切な作成及び不用決裁処理や、備品台帳(備品カード)に基づいた適切な備品貸与リストの作成、さらに市及び指定管理者における定期的な現物確認を実施することが必要である。 | 備品台帳及び備品貸与リストの記載誤りや不用決裁処理が行われていなかつたことが原因であったため、備品の増減や場所の移動があった際は、その都度連絡を取り合い、台帳を更新していくこととした。 | 措置済 |
| 21 | | 111 | 公園緑地課 | 館鼻公園/みなど 体験学習館 | 指定管理事業に関係のない支出が計上されていた | 指定管理者から市へ提出される収支報告書において、本来は含めるべきではない支出(自主事業の講師を依頼している企業との懇親会費用48千円)が含まれていた。市は正確な収支報告書を入手する必要がある。 | 本来、自主事業収支計画書の実績欄に記載するべき金額の記載誤りが原因である。 指定管理者に複数名によるチェックを求めた。 | 措置済 |
| 22 | | 112 | 公園緑地課 | 館鼻公園/みなど 体験学習館 | 月次の収支実績書合計と年度の事業報告書に科目の入り繰りがあった | 指定管理者が市に提出している月次報告の収支実績額合計(12か月分)と年度の収支報告書において、108千円の科目間の相違があった。結果的に年度の収支報告書が誤っており、市は正確な収支報告書を入手する必要がある。 | 科目誤り及び記載誤りが原因である。 指定管理者に複数名によるチェックを求めた。 | 措置済 |
| 23 | | 112 | 公園緑地課 | 館鼻公園/みなど 体験学習館 | 人件費の集計に誤りがあった(11月分) | 指定管理者が市に提出している月次報告の収支実績額合計(12か月分)及び年度収支報告書において、給料の実績額が23,485円過大に計上されていた。市は正確な収支報告書を入手する必要がある。 | 集計誤りが原因である。 指定管理者に複数名によるチェックを求めた。 | 措置済 |

| 指摘区分 結果 | 報告書 ページ 意見 | 所管課名 | 対象事業 | 指摘事項 | 指摘概要 | 措置の実施状況 | 措置 状況 | |
|------------|------------------|------|------------------|--------------------|---|---|---|-----|
| | 18 | 113 | 公園緑地課 | 館鼻公園/みなど 体験学習館 | 一般管理費に計上されて いる本社費相当額につい て | 指定管理者が市に提出している年度の収支報告書において、一般管理費に、月額20万円(年額240万円)の本社費が計上されている。指定管理事業を運営する上で、本社費が発生することについては疑いようがなく、合理的な根拠をもって本社費は計上されるべきであるが、その根拠が市に示されていない状況にあった。収支報告書の支出に、その発生額を客観的に検証可能でない経費の計上を認めるべきではない。 | 客観的に検証可能でない経費の計上は認めないこととし、指定管理者へ指導を行った。 | 措置済 |
| 24 | | 120 | 都市政策課 | 中央駐車場 | 指定管理業務の収入と支 出が一体となった収支報 告書を要求していない、 | 指定管理者は、収入と支出が一体となった収支計画書を作成し市に提出している一方で、年度の実績報告としては、支出の明細のみが市へ提出されており、収入と支出が一体となった収支報告書は市に提出されていない。 これは八戸市中央駐車場の管理に関する包括協定書第31条において収支一体となった収支報告書の提出を要求していないためあり、不備と評価される。今後、包括協定書を変更し指定管理者に対して指定管理業務における収支が一体となった収支報告書を求めるべきである。 | 指定管理者に対し、令和7年3月12日付の事務連絡において、収支が一体となった収支報告書の提出を求め、令和6年度事業報告書より対応済み。 また、令和7年5月8日付けで包括協定書の変更を取り交わし、月例業務報告書及び事業報告書に記載すべき事項について明記した。 | 措置済 |
| 25 | | 127 | 福祉政策課・障が い福祉課 | 福祉公民館・福祉 体育館 | 消火器の管理方法につ いて | 福祉体育館に所在する消火器について、備品として管 理するのか否かの方針を定める必要がある。 | 消火器は消耗品として消火器維持台帳を用いて管理し ていくこととし、備品一覧表から削除した。 | 措置済 |
| | 19 | 127 | 福祉政策課 | 福祉公民館・福祉 体育館 | 前受金額の妥当性の検 証について | 前受金の妥当性を確認した証跡・資料が残されてい ない。前受金の一覧表を事業報告書の添付資料として提 出させ、前受金額の妥当性を確認するとともに保存する 方法の採用が効率的かつ効果的である。 | 令和6年度内に報告書の様式変更と前受金一覧表の作 成を指導し、令和7年4月分から同様式を受理している。 | 措置済 |
| 27 | | 134 | 市民課 | 東霊園/西霊園/ 南郷中央霊園 | モニタリング制度の有効 な運営について | 市が行う指定管理施設のモニタリングにおける評価項 目として「苦情・要望等への対応」があり、令和5年度にお いて市は「苦情・要望等はなかった。」と評価している。し かし、実際には令和5年度においては2件、霊園利用者 その他から指定管理者に向けた苦情、要望等が寄せら れており、指定管理者においては市にもそれに合わせ相 談を行い、適切に対応している状況であった。 よって、正確には「苦情・要望等に対し、適切に対応し ていた。」と評価するべきである。市は指定管理者の年間 の業務遂行を適切に評価し、指定管理者の評価の実態 を公開する必要がある。 | 令和7年度のモニタリングより、令和6年度中、霊園使用 者からの苦情・要望等に指定管理者が適切に対応してい たため、指摘のとおり「苦情・要望等に対し、適切に対応 していた。」と年度総合評価表において評価した。 | 措置済 |

| 指摘区分 結果 | 指摘意見 | 報告書 ページ | 所管課名 | 対象事業 | 指摘事項 | 指摘概要 | 措置の実施状況 | 措置 状況 |
|------------|------|------------|-------|----------------------------|-----------------------------------|---|--|----------|
| 28 | | 140 | 産業労政課 | 職業訓練センター 青山荘/職業訓練 施設 | 貸与備品の管理について | 市が無償貸与する備品の一覧である「備品一覧表」に記載されている個数を実在個数が一致していない備品、廃棄済みであるにも関わらず「備品一覧表」に記載され統計している備品が散見された。また、財務規則が求める備品管理シールが剥落しているケースも多く見られた。市は適切な備品管理を行うべきである。 | 「備品一覧表」に記載されている備品と実在する備品の確認作業を行い、廃棄済みの備品に関しては「物品分類換(不用決定・不用品処分)通知(同)票」による手続きを行った上で備品一覧表から削除して「備品一覧表」と実在する備品を一致させた。 備品管理シールが剥落している備品については、備品シールを作成し全ての備品に貼り付け作業を行った。 | 措置済 |
| 21 | | 141 | 産業労政課 | 職業訓練センター 青山荘/職業訓練 施設 | ホームページ情報の有効 な運用について | 施設の予約は電話か施設への直接の来館でのみ受け付けているが、ホームページ上に、希望月を選択し予約ができる(または予約を確認できる)と誤認させるような記載があった。 | ホームページの当該ページ(施設の予約状況)を削除済み。 | 措置済 |
| 22 | | 142 | 産業労政課 | 職業訓練センター 青山荘/職業訓練 施設 | 施設使用料の公表に關 して | 職業訓練センター条例では「第2教室」「第4教室」「第5教室」の使用料を定めているが、ホームページ上の施設使用料に係る情報には同教室の施設使用料に関する記載はない。 セキュリティ上の問題等から同教室の貸館利用に困難性が伴うため料金を明示していないとのことであるが、市の条例上使用料の定めがあり、その使用料は市の歳入になる以上、市民に貸し出す機会を指定管理者の独断で逸するのは望ましくない。 例えばホームページに使用料を記載した上で一般市民に貸し出すには条件や制限がある等を付記することで、原則的には使用が困難である旨を周知する等して条例との齟齬を解消することが望ましい。またそれに付隨してこれらの教室を用いた一般市民への有用な運用な運用方法を考えていく必要がある。 | ホームページの当該ページ(施設使用料)に「第2教室」「第4教室」「第5教室」の使用料を追加した。 また同教室の利用にあたっては予約時に相談が必要である旨の注意書きを追加した。 | 措置済 |
| 29 | | 147 | 水産事務所 | 水産会館 | ホームページにおける利 用料金区分の掲載誤りに ついて | 小研修室・大研修室の利用料金は、水産会館HP上では「4時間まで」「4時間以上」で料金が変わると旨が掲載されている。一方で、水産総合管理センター条例では「4時間以下」「4時間超」という区分にて料金が変わると旨が規定されており、結果としてHPの記載が誤っている。HPを閲覧する利用者の誤解を招かないためにも、市は正確な掲載を行わなければならない。 | 令和6年12月に市HPの水産会館に係る掲載内容を修正した。 | 措置済 |

| 指摘区分 結果 | 指 意 見 | 報告書 ページ | 所管課名 | 対象事業 | 指摘事項 | 指摘概要 | 措置の実施状況 | 措置 状況 | |
|------------|-------------|------------|------|-------|---------------------|-----------------------------|---|--|-----|
| | | 23 | 148 | 水産事務所 | 水産会館 | 自主事業収支報告書へ再委託先の収支を含める運用について | 指定管理者は、自主事業として再委託により会館内で食堂を営んでいるが、食堂事業収支を市に提出する収支報告書に含めている状況にあった。再委託先の収支はあくまでも外部業者に帰属する収支であり、再委託先の収支までは市の調査等の権限は及ばないこと等から、収支報告書には再委託先の収支を含めるべきではない。 | 令和6年度事業報告・収支報告より、自主事業(食堂部門)についての報告を除外した。 | 措置済 |
| | | 30 | 155 | 南郷事務所 | 島守田園空間博物館及び南郷農産物直売所 | 収支報告書上的人件費支出の過大計上について | 指定管理者から提出された収支報告書において、従業員から預かった社会保険料を差し引かずには社会保険料として支払った額の全てを人件費(福利費)として計上していた。指定管理者が提出した収支報告書についてより実効性のある検証を求める。 | 令和5年度に提出された収支報告書のうち、従業員から預かった社会保険料が含まれている収支報告書の修正を指示し、正しい収支報告書を提出させた。今後、指定管理者から提出される収支報告書の確認については、前年度との人員構成を比較するなどチェックの強化に努める。 | 措置済 |
| | | 31 | 155 | 南郷事務所 | 島守田園空間博物館及び南郷農産物直売所 | 備品台帳と無償貸与備品一覧表の不整合について | 市の備品台帳に登録されているエアコン2台について、指定管理者と市が締結した協定書における無償貸与備品一覧表に記録がない。今後、指定管理者へ無償貸与物品を漏れなく協定書に記載し、適切な管理をするよう求めたい。 | 令和5年度までの協定書で未記載の指摘があったエアコン2台については、令和6年度から令和10年度までを指定期間として令和6年1月17日付けで締結した包括協定書の無償貸与備品一覧表に記載している。 | 措置済 |
| | | 32 | 156 | 南郷事務所 | 島守田園空間博物館及び南郷農産物直売所 | 備品標識の貼付漏れについて | 備品の実査を行ったところ財務規則が求める備品の標識が貼付されていないものがあった。無償貸与備品については、年数を経た場合等においてその所有権が曖昧になりやすい傾向があるため、適切に標識を付す必要がある。 | 指摘のあった備品について標識を貼付した。今後、無償貸与備品の管理は、適切に行う。 | 措置済 |
| | | 24 | 156 | 南郷事務所 | 島守田園空間博物館及び南郷農産物直売所 | 館のやかたの利用率向上への取り組みについて | 令和5年度の利用率は、8%と低迷している状況にあることから、市及び指定管理者において利用率向上施策、有効活用施策の検討及び実施が求められる。 | 市内小中学校へ施設を総合学習で利用もらうよう館のやかたのPRパンフレットを配布するとともに、ソーシャルネットワーキングサービスXも活用し広く館のやかたの魅力を発信した。 | 措置済 |
| | | 25 | 158 | 南郷事務所 | 島守田園空間博物館及び南郷農産物直売所 | 苦情受付書の対応・顛末の文書化について | 顧客から受け付けられた苦情への対応・顛末について、苦情受付書に記載されていない事案や処理結果が更新されてないものがあった。今後、苦情への対応・顛末について、適切な記載を求める。 | 指摘のあった未整備の苦情処理簿の作成を指示するとともに、今後、苦情を受けた場合は、当該苦情の内容、処理の結果について苦情処理簿へ確実に記載するよう指導した。 | 措置済 |

| 指摘区分 結果 | 報告書 ページ 意見 | 所管課名 | 対象事業 | 指摘事項 | 指摘概要 | 措置の実施状況 | 措置 状況 | |
|------------|------------------|------|---------|---------------------|------------------------------|---|---|-----|
| | 26 | 158 | 南郷事務所 | 島守田園空間博物館及び南郷農産物直売所 | 情報館・館のやかたの休館日に関する申請要項の記載について | 島守田園空間博物館施設条例施行規則において総合情報館及び館のやかた等の休館日は、月曜日及び土曜日と規定されているが、申請要項では月曜日のみを休館日と記載し、業務基準書では月曜日及び土曜日を原則として休館日と記載しており矛盾がある。今後、実際の開館日に合わせて土曜日を開館日とする規則の改正も必要かもしれない。 | 島守田園空間博物館施設条例施行規則を実際の開館日に合わせて土曜日を開館日とする規定に改正した。 | 措置済 |
| | 27 | 159 | 南郷事務所 | 島守田園空間博物館及び南郷農産物直売所 | 内部取引を補助対象経費に含めることについて | 島守田園空間博物館交流推進対策事業補助金の申請において、自己の店舗(農産物直売所)で購入したそば粉を補助対象経費としていた。本来であれば、指定管理者外部からそば粉を購入した支出をもって補助対象経費に含めるべきであり、今後、留意されたい。 | 補助金の交付申請にあたっては、指定管理者内部において購入したものを補助対象経費に含めないよう指導した。 | 措置済 |
| 35 | | 171 | 文化創造推進課 | 更上閣 | 備品一覧表の適時更新について | 包括協定書において定めている備品管理の対象となる備品一覧表に、市の備品台帳に計上されている複数の備品が記載されていなかった。適切な備品一覧表の更新が必要である。 | 当指摘後、市と指定管理者で備品一覧に関し、最新の状態に更新したもので覚書を取り交わした。 | 措置済 |
| 36 | | 172 | 文化創造推進課 | 更上閣 | 営利を目的として使用する場合の使用料について | 更上閣を「専ら営利を目的として使用する場合」には通常の1.5倍の使用料を徴収することが条例で定められているが、業者による撮影は営利使用に該当しないとして、通常の単価で料金を徴収していた。現状の運用では、他の営利目的での使用について物販でないと理由で別表の単価のままの金額を徴収してしまっている可能性がある。所管課は「専ら営利を目的として使用する場合」につき物販に限定されないと指定管理者と十分に確認する必要がある。 | <p>指定管理者に対し、令和7年度申請受付から以下の対応を取るよう以下のとおり依頼し改善を図った。</p> <p>【依頼内容】</p> <p>指定管理者が使用申請を受け付ける際、使用者申請者、使用目的及び申請者からの聞き取り等により使用料の区分を判断すること。以下の使用については「専ら営利を目的として使用する場合の使用料とする場合」として取り扱い、疑義が生じた場合は、必要に応じて市の指示を受けること。</p> <p>① 物品を販売する場合 例) 雑貨・着物等の販売や、販売を目的とする展示会など</p> <p>② 事業者が有償によるサービスの提供を行う場合 例) 専門業者によるウェディングフォト撮影など</p> <p>③ 使用申請者が参加者を募り、その参加者から料金を徴収する場合 例) 有料音楽イベントや、自らが被写体となり撮影者から料金を徴収する場合など</p> | 措置済 |
| 28 | | 172 | 文化創造推進課 | 更上閣 | 中庭の管理について | 更上閣1階中庭については特段の植栽や庭石もなく、雑草が生えている状態である。回廊を通る利用者の目から見て理想的とは言い難い。八戸市美術館に野外彫刻の収蔵品があればそれを展示する、草花を植える等の様々な方法を検討されたい。 | 指定管理者に対し、中庭については庭園同様に除草等により環境美化に努めるよう通知し、対応した。 | 措置済 |

| 指摘区分 結果 | 報告書 ページ 意見 | 所管課名 | 対象事業 | 指摘事項 | 指摘概要 | 措置の実施状況 | 措置 状況 | |
|------------|------------------|-------|---------|---------------------|---|---|--|-----|
| | 29 | 173 | 文化創造推進課 | 更上閣 | バリアフリー化への対応について | 利用者から希望された場合には椅子の貸出しを行っているが、畳を長持ちさせることと利用者の便宜の両立を図るために、椅子に保護材を取り付けること、椅子と畳の間に敷く保護マットを備えること等の対応を図ることが望ましい。 | 保護マット材を用意し、対応した。 | 措置済 |
| 37 | | 178 | 農林畜産課 | 市民の森不習岳 | 支出の根拠資料が保管されていない支出があつた | 支出の根拠資料が保管されていない支出が1件あり、他の記録が適切に管理されていることを鑑みると、単なる記録の紛失と思われる。 | 紛失していた記録については後日提出があり、受理。今後は、再発防止のために、定期的に記録を再確認し適切な事務に努めるよう指定管理者に対し指導を行った。 | 措置済 |
| 38 | | 178 | 農林畜産課 | 市民の森不習岳 | 自主事業を行うための経費が指定管理業務の収支報告書に含まれている | 行政財産使用料支出が、指定管理業務に係る収支報告に含まれていた。当該支出は自主事業に係る収支報告に計上する必要があることから、指定管理者に対し適切に指導する必要がある。 | 指定管理者の更新が行われた令和6年度以降は、行政財産使用料支出の決算額が0であるが、以後同様の支出が発生した際は、自主事業の経費として計上するよう指定管理者に対し指導を行った。 | 措置済 |
| | 31 | 178 | 農林畜産課 | 市民の森不習岳 | 指定管理者年度総合評価表における記載もれについて | 本指定管理における包括協定書において「付保する保険」について明記されているにも関わらず、年度総合評価表に「付保する保険」に関する評価項目がなかったことから、保険加入を確認し証跡を残すことが望ましい。 | 令和6年度分より保険証券等の提出を求め、市が保険の内容を確認し記録するとともに、指定管理者年度総合評価表に「付保する保険」に関する評価項目を追加することとした。 | 措置済 |
| 32 | 180 | 農林畜産課 | 市民の森不習岳 | 修繕実績報告書における記載もれについて | 修繕費の指定金額を超える修繕について、協定書において市の負担としている。その例外として、指定管理者の負担によって修繕する場合、その意思を確認するため、修繕実績報告書の作成に当たっては、「指定管理者負担である旨」の記載が求められているが、記載が漏れていたため、記載するよう指導する必要がある。 | 指定管理者の負担によって指定金額を超える修繕を実施する場合は、その旨を修繕報告書に記載するよう指導し、令和6年度分の再提出を受けた。 | 措置済 | |
| 33 | 181 | 農林畜産課 | 市民の森不習岳 | 自主事業の収支について | 自主事業の収支が概ねゼロとなっているが、これは収入において「自己負担」等の項目追加により収入と支出を一致させていることによる。実質的には赤字傾向であることから、赤字補填による表示をやめるとともに、市と指定管理者との間で協議することが望ましい。 | 自主事業の運営について協議を行った上で、赤字補填分について、「自己負担」等の記載をしないよう、指定管理者に対して指導し、令和6年度決算書類について、措置を反映した内容で提出を受けた。 | 措置済 | |
| 34 | 181 | 農林畜産課 | 市民の森不習岳 | 収支報告書に収支差額欄がなかった | 毎会計年度終了後に指定管理者から提出される事業報告書における収支報告において、最も重要な指標である収支差額の記載がないことから、省略せず記載するよう指定管理者に対し指導することが望ましい。 | 収支差額について記載するよう、指定管理者に対し伝達し、令和6年度決算書類から記載。 | 措置済 | |